

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 行政情報の公開（第5条—第17条）

第3章 審査請求

第1節 諮問等（第18条—第20条）

第2節及び第3節 削除

第4章 情報公開の総合的な推進等（第28条—第31条）

第5章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の知る権利を保障し、市が保有する行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市政の諸活動を市民に説明する責任が全うされるよう情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市民参加による市政運営を推進し、公正で透明性の高い市政の進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し又は貸し出すことを目的とする施設において、閲覧に供し又は貸し出されるもの

ウ 図書館、博物館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の行政情報の公開を求める権利及び知る権利が尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、次に掲げるところにより、情報公

開制度に係る施策の一層の充実に努めるものとする。

- (1) 市の保有する行政情報は、原則として公開することとし、非公開とする行政情報を必要最小限にとどめること。
- (2) 個人に関する情報を最大限に保護すること。
- (3) 事務の処理に当たっては、処理内容等を正確かつ簡明に記録するとともに、保有している情報を市民が利用しやすいよう整備し、保管するよう努めること。
- (4) 事務の執行に当たっては、適宜必要な情報を市民に公表し、説明するよう努めること。
(利用者の責務)

第4条 行政情報の公開を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政情報の公開

(請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができる。

(公開請求の手続等)

第6条 行政情報の公開を請求(以下「公開請求」という。)しようとする者は、当該公開請求に係る行政情報を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるとき、又は公開請求書に記載された内容では公開請求に係る行政情報の特定が困難であると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより

より、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、当該公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該部分を除いて、当該行政情報を公開しなければならない。

(公益上の必要による裁量的公開)

第9条 実施機関は、行政情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要と認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部公開又は部分公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定が公開請求に係る行政情報の全部を公開請求があった日に公開する旨の決定であるときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る行政情報の全部を公開しない旨の決定又は部分公開をする旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、当該行政情報を全部公開又は部分公開することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、公開請求に係る行政情報を保有していないことを理由として第2項の決定及び通知をしたときは、請求者の求めに応じ、当該公開請求の趣旨に沿った内容の情報を提供するように努めなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から、市の休日(南相馬市の休日を定める条例(平成18年南相馬市条例第2号)第1条第1項に定める休日をいう。)を除き14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、前項に規定する期間内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については、相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政情報について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるとき又は他の実施機関において公開決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に事案を移送することができる。この場合において、請求者の意見を聴くなど、請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により移送をした実施機関は、請求者に対し事案を移送した旨を通知しなければならない。ただし、請求者から事案を移送することについてあらかじめ同意を得た場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定により事案の移送を受けた実施機関は、当該公開請求について公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る行政情報に市、国等及び請求者以外の者(以下この条、第19条

及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条の2及び第19条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 行政情報の公開は、実施機関が第11条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所(以下「日時等」という。)で行うものとする。この場合において、実施機関は、請求者の意見を聴いた上で、日時等を指定するよう努めなければならない。

2 行政情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 前項の閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政情報の写しによりこれを行うことができる。

(適用除外)

第16条 法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている行政情報にあつては、当該法令等が定める方法による公開(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)については、この章の規定は適用しない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(費用負担)

第17条 第15条第2項の規定により行政情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第18条 公開決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第18条の2 公開決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、南相馬市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとするとき(当該行政情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があったときは、その翌日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節及び第3節 削除

第21条から第27条まで 削除

第4章 情報公開の総合的な推進等

(情報公開の総合的な推進)

第28条 実施機関は、第2章に規定する行政情報の公開と併せて、市政に関する正確で分

かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう提供すること（以下「情報提供」という。）により、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 実施機関は、広報手段の充実及び広報媒体の効率的な活用等により、その保有する情報を積極的に市民に提供しよう努めるものとする。

（会議の公開）

第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により、公開しないこととされているもの
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするもの
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととしたもの

- 2 実施機関は、審議会等の会議終了後、速やかに会議録を作成しよう努めなければならない。

（出資等法人の情報公開）

第30条 市が出資その他財政支出等をする法人であって市長が定めるもの（次項において「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第31条 市が設置する公の施設（法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第5章 雑則

（実施状況の公表）

第32条 市長は、毎年1回、各実施機関がこの条例の規定により行う行政情報の公開の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、合併前の小高町情報公開条例(平成12年小高町条例第37号)、鹿島町情報公開条例(平成12年鹿島町条例第1号)又は原町市情報公開条例(平成14年原町市条例第18号)又は原町方部環境衛生組合情報公開条例(平成15年条例第1号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の適用を受けることとされていた公文書及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(承継された合併前の公文書の任意開示)

- 3 実施機関は、合併前の小高町、鹿島町又は原町市又は原町方部環境衛生組合から承継された公文書でこの条例の適用を受けないものについて公開の開示申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 第16条の規定は、前項の規定により公文書を開示する場合について準用する。

(経過措置)

- 5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年条例第243号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成19年条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南相馬市情報公開条例の規定による行政情報の公開については、この条例の施行の日以後の請求について適用し、同日前の請求に係る行政情報の公開については、なお従前の例による。

(南相馬市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 南相馬市個人情報保護条例(平成18年南相馬市条例第23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月24日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の南相馬市行政手続条例の規定、第

2 条の規定による改正前の南相馬市情報公開条例の規定、第 3 条の規定による改正前の南相馬市個人情報保護条例の規定、第 4 条の規定による改正前の南相馬市職員の給与に関する条例の規定、第 5 条の規定による改正前の南相馬市職員の退職手当に関する条例の規定、第 6 条の規定による南相馬市税条例の規定、第 7 条の規定による改正前の南相馬市固定資産評価審査委員会条例の規定及び第 8 条の規定による改正前の南相馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 2 8 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。